○ 主文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

第一 当事者の求めた裁判

短訴代理人は、「一 原判決を取り消す。二 被控訴人が控訴人に対してした次の各処分をいずれも取り消す。(一)控訴人の昭和五一年分贈与税について同五五年三月一四日付けでした更正決定(但し、納付税額九七九万四〇〇〇円を超える部分。)及び過少申告加算税賦課決定(但し、九万三〇〇〇円を超える部分。)(二)控訴人の昭和五四年分贈与税について同五五年四月三〇日付けでした過少申告加算賦課決定並びに同年九月三〇日付けでした再更正決定(但し、納付税額八〇〇円を超える部分。)及び過少申告加算税賦課決定(但し、審查裁決により一部取り消された後のもの)。三 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、主文同旨の判決を求めた。第二 当事者の主張

当事者双方の主張は、原判決事実摘示と同一であるから、これを引用する。 第三 証拠(省略)

〇 理由

当裁判所も、控訴人の本訴請求は、これを棄却すべきものと判断するが、その理由については、左に付加、訂正するほか、原判決がその理由において説示するところと同一であるから、これを引用する。控訴人の相続税法二三条に規定する地上権には、民法二六九条ノニの区分地上権も包含する旨の主張は、ひつきよう独自の見解であつて採るを得ない。